

国際労働力移動が世代内・世代間構造に与える影響に関する試論

The Effects of the International Migration on the Structure of Intra- and Intergeneration

依光正哲（一橋大学大学院 社会学研究科教授）

はじめに

本稿は、特定領域研究「世代間利害調整」の（A4）「少子化および外国人労働をめぐる経済理論的・計量的研究」のプロジェクトの一角として我々の研究チームが行ってきた研究成果¹を体系的に位置づけるための枠組みに関する試論の1つである。

外国人労働者の受入れが世代内・世代間の雇用構造にいかなる影響を与えるのか、という問題を解明するためには最低限2つの軸を用意する必要があると思われる。1つは時間軸であり、短期と長期では問題の発現形態が異なる²。もう1つの軸は空間軸であり、国際労働移動を行う者を送出す国と受け入れる国では、国際労働移動に伴う影響が異なる。本稿では、国際労働移動者をもっぱら送出す国と受入れるだけの国、という2国があると仮定する³。このような2国を想定し、それぞれの国において国際労働移動に伴い如何なる影響が2国の同一世代および世代間に現れるかを検討することになる。（以下の論述では、国際労働移動を行う者を外国人労働者と称することとする。）

これまでに蓄積された研究成果を2つの軸と関連付けて整理すると、時間軸では短期に属し、空間軸では受入れ国に関する影響を取り扱った成果が圧倒的に多く⁴、世代との関連では、受入れ国において外国人労働者は労働力不足を補うのか、それとも受入国の労働者と競合関係になるのか、といういわば同世代内部の問題に視点が限定されていたといえる。世代間の問題を扱ったものは極めて少数であり、世代間の問題を扱う際の分析フレームも定まっていない。この世代間の問題には、未開拓の領域が多い。

本稿の構成は以下の通りである。第1節において、外国人労働者は「労働力」という生産要素の一部を構成しているが、国境を越えた労働力移動を分析する場合には他の生産要素とは異なる配慮が必要であることを指摘する。第2節では、日本の労働市場に外国人労働者が登場する経緯および外国人の受入れ制度を点検する。第3節において、外国人労働者の滞在期間が長期化している点を踏まえて、長期の問題としていかなる問題が発生するのか、という点を実態に即して検討する。そして、第4節において、世代交代の観点から外国人労働者の雇用について論ずる。

1. 国際労働移動への制約条件

1.1 生産要素の自由な移動と国民国家による規制

人類の長い歴史を振り返るならば、「狩猟・採取」の時代から出発し、農耕・牧畜の生活様式が編み出され、長い農耕社会を経由して、工業社会のシステムが生み出されたと考えることができる⁵。

工業社会のシステムとは、モノ・カネ・情報・ヒトという生産要素を組み合わせ、財・サービスを販売するために生産し、消費者に届ける一連の流れと理解することができる。この経済活動は、資本主義経済の動因に牽引されて、不確実な市場への財・サービスの供給・需要のメカニズムに従うのであるが、経済活動を集計するには、一国内での経済活動を基本とする封鎖経済を想定した上で集計がなされ、その上で国際間の財・サービスの流れが処理されてきたと言える。

しかし、現実の経済活動は国内外のモノ・カネ・情報・ヒトなどを組み合わせて行われており、本来的には国の内・外の区別はない、と考えることができる。資本主義経済は本来的に世界システムであり、多様な国家や文化を内包したものであると考えるならば⁶、生産要素の調達とそれらを活用した生産活動は世界的規模で実行されるのが普通の姿であり、国境の存在はそれを乗り越えるためのコストの問題に還元されることになる。

しかし、国民国家はこのような世界経済システムの下での経済活動の原理とは異なり、モノ・カネ・情報・ヒトなどの国際移動に何らかの障壁を設けようとする。そして、一方的な流れが生じると、国家間の摩擦が発生する⁷。

1.2 国際労働力移動の特殊性

次に、労働力の移動について考える。企業が活用している人材について日本の現実に即して考えた場合、次の2点に注目する必要がある。第1点は、日本企業は日本人の従業員だけで運営されているわけではない。日本企業は日本人だけではなく、様々な国の国民を従業員として雇用している。企業単位で見れば、海外での雇用者数が国内での雇用数を大幅に上回っている企業すら出現している。第2点は、国内の事業所において外国人を就労させている企業が1980年代後半から増加し、いわば外国人は日本企業にとって重要な戦力となっていることである。

このような現実があるとしても、国際的労働力移動の問題は、モノ・カネ・情報とは異質な側面を持っていることに留意する必要がある。モノ・カネ・情報はそれ自体が意思をもたないために、自由に移動させることができる。他方、ヒトの移動には、他の生産要素とは別の要因が作用する。ヒトを移動させる上では、本人の意思を無視することはできない。個人の意思の決定方法は経済状態・歴史的文化的背景などによって異なるが、個人の意思が何らかの形で移動性を制限したり促進したりする。さらに、労働力を保持しているのは生身の人間であり、人間はそれぞれ社会的・文化的・宗教的な背景をもち、言語や習

慣を異にしている。このような生身の人間を移動させ、労働効率を追及するためには、他の生産要素の移動では考えなかったような配慮が必要となる。さらに、ヒトは家族を形成し、子どもが生まれ、養育されて労働市場に登場し、加齢によって労働市場から引退する。国際労働移動はこのような家族のライフヒストリーが一国内で完結せず、2国間を移動しながらそれぞれの問題を解決してゆく複雑な過程となる。

2．日本経済と外国人労働者

2.1 外国人労働者問題の登場

日本は古代以来、海外との人的・文化的関係を連綿として続けてきた。そして、日本社会は積極的に海外から指導者を招聘し、海外の先進的文物を吸収してきた⁸。このような経過を観察する限り、日本社会は決して「閉鎖的」ではなく、また、閉鎖的行動をとった鎖国時代はあったが、その時期は歴史的にみれば決して長期には及んでいない、ということができる。

問題となることは、ヒトを海外から呼び寄せる方式に関することである。比喩的に表現すれば、ヒトの受入れには、「一時的な訪問者」の受入れと「永続的な同居人」の受入れの2つ方式がある。いわゆる移民国家は外国から「同居人」を呼び寄せることになるのであるが、日本は原則として外国人を「訪問者」として受け入れてきた⁹。

「訪問者」はさらに「賓客」と「それ以外」の2種類に分かれる。「それ以外」の外国人とは、特定の能力を「一時的に」活用することを目的に受け入れられる外国人であり、この「訪問者」をさらに2つに分けることができる。即ち、1つがいわゆる市場原理により雇用される特定の能力を有する外国人であり、もう1つが国家権力により強制移住させられた外国人である。後者の典型的事例としては「朝鮮人強制連行」を挙げることができる¹⁰。

日本はこれまでに「賓客」だけでなく2種類の「訪問者」を受入れ、「外国人労働」に関する経験を積んできたと言えるが、当初から日本の国民となることを前提とした「永続的同居人」は受け入れてこなかった。

ところが、1980年代の後半に、これまでにない事態が発生するようになった。「賓客」でもなければ「特定の技術・技能を持った者」でもない普通の労働者として、外国人労働者が日本の労働市場に登場するようになったのである。その要因は、いわゆるバブル経済による労働力不足である。しかも、この普通の労働者は、日本の出入国管理に関する法令では、受入れないことになっており、法令上は「不法就労者」となる。

「不法就労者」は日本の労働市場における労働力不足を補うものであるが、不法就労に起因した深刻な人権侵害問題が多発した¹¹。また、外国人労働者が地域で生活するようになり、日本人と外国人との間での日常生活レベルでのトラブルも各地で発生するようになった。さらに、外国人の中には「犯罪」を犯す者も現れるようになった。こうして、外国

人労働者の登場は、発端は労働力不足の解消をねらった「雇用問題」であったが、外国人労働者が流入するに伴って、単なる雇用問題の範囲を超えた「社会問題」となるに至ったのである。

このような事態に直面し、政府は1989年に「出入国管理及び難民認定法」(以下入管法という)を改正し、不法就労対策を強化すると共に、日系人の入国規制を大幅に緩和した¹²。また、ほぼ同時に、「団体監理型」の研修生の受入れを制度化し、外国人研修生の受入れ枠の拡大を図った。かくして、日系人の雇用が急速に拡大し、「研修生」の受入れも比較的容易となった。バブル崩壊後の長期不況・高失業率の経済環境の下でも外国人労働者の数は増大し続けた。

しかし、一連の法改正は、日系人や研修生を「外国人労働者」として受け入れる枠組みを設定したわけではないことに注意する必要がある。法令上は「労働者」ではない者が「外国人労働者」となる、という奇妙な構造が出現したのである。

2.2 受入れ制度上の問題点

現行の外国人受入れ制度を整理すると以下ようになる。日本に滞在する外国人は、入管法の規定に基づく在留資格を取得する必要がある。この在留資格は、(1)活動に基づく在留資格、(2)身分または地位に基づく在留資格、の2つに大別される。

活動に基づく在留資格は、就労が可能か否かによってさらに以下のように区分される。

各在留資格に定められた範囲で就労可能なもの：

(「外交」「公用」「教授」「芸術」「宗教」「報道」「投資・経営」「法律・会計業務」「医療」「研究」「教育」「技術」「人文知識・国際業務」「企業内転勤」「興業」「技能」)

原則就労不可のもの：(「文化活動」「短期滞在」「留学」「就学」「研修」「家族滞在」)

法務大臣が個々の外国人に与える許可により就労可能なもの：(「特定活動」)

の3種類に分かれる。

身分または地位に基づく在留資格には、以下のものがあり、国内の活動に制限が課されていない。

(「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」)

このような在留資格の区分を基礎に、外国人労働者が就労している職業区分および活動の種類別に分類する¹³と、

(1) 専門的・技術的職業に従事する者

(2) 外国人の特性を生かした職業に従事する者

(3) いわゆる単純労働に従事する者

(4) 専門的・技術的職業といわゆる単純労働の職業の間にある職業に従事する者

の4種類となる。

就労していると推定される外国人労働者数と在留資格を示したものが表1である。

就労を目的とした在留資格の保持者こそが「外国人労働者」として受け入れた外国人であるが、表1に見られる如く、ほぼ10年の間あまり増加していない。他方、就労する日系人は大幅に増加し、本来的な「外国人労働者」を上回っている。さらに、不法残留者数は変動があるものの、日系人とほぼ同じ規模になっている。

表1 就労する外国人の推移（1990、1995、2001年）

| 在留資格 | 1990年 | 1995年 | 2001年 |
|-------|---------|---------|---------|
| 教授 | 1,824 | 4,149 | 7,196 |
| 芸術 | 560 | 230 | 381 |
| 宗教 | 5,476 | 5,264 | 4,948 |
| 報道 | 382 | 442 | 348 |
| 投資・経営 | 7,334 | 4,649 | 5,906 |
| 法律・会計 | 76 | 67 | 99 |
| 医療 | 365 | 152 | 95 |
| 研究 | 975 | 1,711 | 3,141 |
| 教育 | 7,569 | 7,155 | 9,068 |
| 技術 | 3,398 | 9,882 | 19,439 |
| 人文知識 | 14,426 | 25,070 | 40,861 |
| 企業内転勤 | 1,488 | 5,901 | 9,913 |
| 興業 | 21,138 | 15,967 | 55,461 |
| 技能 | 2,972 | 7,357 | 11,927 |
| 小計 | 67,983 | 87,996 | 168,783 |
| 特定活動 | 3,260 | 6,558 | 37,831 |
| アルバイト | 10,935 | 32,366 | 65,535 |
| 日系人等 | 71,803 | 193,748 | 239,744 |
| 不法残留者 | 106,497 | 284,744 | 224,067 |
| 合計 | 260,478 | 605,412 | 735,960 |

（出所：三好博昭「外国人労働者の受入れの現状」
依光正哲編著（2003）『国際化する日本の労働市場』、
東洋経済新報社、70ページ。）

労働者として受け入れた外国人が「外国人労働者」の中ではむしろ少数派となり、労働者として受け入れたわけではない外国人が「外国人労働者」の多数派を占めるという状況になっている。そして、後者の外国人労働者がいわゆる単純労働分野で就労しているのが

実態である。

このような状況は、外国人労働者の労働条件や生活条件の大きな影響を及ぼすことになる。身分または地位に基づいた在留資格の者は、法の建前では「労働者」として受け入れたわけではない。従って、労働者としての受入れ体制の整備はおろそかにならざるを得ない。しかも、外国人本人が短期間の出稼ぎ目的を強く意識すればするほど、労働条件の多少の悪さを我慢してでも目標とする所得を稼ごうとする。

このような二重三重の悪条件が重なることによってさまざまな問題が発生し、その解決は容易なことではなくなっている。

3．外国人労働者に関する新しい傾向

3.1 外国人労働者の滞在の長期化

以下の分析では、日本で働く外国人労働者のほぼ3分の2を占める日系人および不法残留者など、「単純労働」に従事する外国人労働者に主として焦点を当てた分析を行う。

一般的には、「出稼ぎ」目的の外国人労働者は、短期間のうちに目標金額を稼ぎ、母国に帰ることを想定した行動をとると考えられている。即ち、多少労働条件が悪くても、なるべく多く稼げる労働に就き、長時間労働を厭わず、切りつめた生活をし、目標が達成されれば帰国する。このようなビヘイビアは日本の中小企業の労働需要にマッチする点が多い。しかし、希望した仕事で高い賃金を得ることが外国人に保障されるとは限らず、生活費が嵩み、怪我や病気にかかり、予期せぬ出費を強いられ、目標金額になかなか達しない、というケースが多くなる。また、日本と母国の経済状態を比較すると、帰国しても職に就ける保障がなく、日本に留まっていた方が得策と考える人も出てくる。さらに、単身での出稼ぎの不自然さを解消するために家族を呼び寄せると、生活の根拠地が徐々に母国から日本に移ることになる。理由はさまざまであるが、日本での滞在が長期化する外国人労働者が増加することになる¹⁴。

3.2 外国人労働者と世代の問題

外国人労働者の滞在の長期化は外国人労働者問題として新たな段階に入ることを意味することとなる。問題は2点に集約される。

第1点は、長期滞在者は生活する上で、日本社会との密接な関係が必要となる。しかし、短期間の出稼ぎを目的とした行動パターンは、日本社会とはなるべく関係せずに身軽に動けることを心がける。ところが、滞在が長期化した時点で、外国人労働者は自分が日本社会で孤立していることを知ることになる。

第2点は、家族の「呼び寄せ」や子ども世代の日本での誕生、さらに子ども世代が成長して労働力として新規参入する事態へと発展する。子ども世代に関する問題の中心は、外国人労働者の子ども世代が日本の中で健全に育つかという問題である。外国人労働者自身

は母国の文化的伝統を保持し続け、いずれは母国に帰りたいという欲求を持っている。他方、子ども世代は日本で育ち日本で教育を受けるために、日本の文化・日本人の意識・思考回路を身につけ、いわば日本人として成長する。1つの家庭の中に2つの文化が混在し、2つの文化が対立するようになると、外国人労働者の家庭は分裂の危機に直面することになる。

この親世代と子ども世代の対立を雇用の問題に投影させると、別の姿が映し出されることとなる。親世代は終始「いわゆる単純労働」に就労し続けるのであるが、子ども世代は、親世代の仕事を嫌悪し、日本人の普通の子どもたちと同じような職業選択を希望することになる。つまり、「単純労働」を忌避することになる。このことは、親世代はいずれ労働から引退するが、親世代の担った労働を子ども世代が引き継ぐわけではないことを意味する。「単純労働」を担う労働力が必要であり、日本人がそのような労働を忌避するとすれば、新たに別の外国人労働者を絶えず受入れることが必要となる。

3.3 労働市場における外国人労働者

外国人労働者の導入に関して議論されることの1つは、外国人労働者の導入が日本人の労働を代替することになるのか、それとも日本人の労働力を補充するのか、という論点である。どの程度の代替か補充かという問題は、受け入れる労働力の質と人数、受入れ制度、受入れ期間、などによって実際には異なるであろう。従って、この種の議論をする場合には、導入の目的を明確にし、その目的を達成するための方策は何かという点での検討が求められる。

この問題を検討する際に、すでに指摘した経済活動の論理と国家の政策のズレが問題となる。完全に自由な労働移動が実現される市場においては、受入れ国の労働者と外国人労働者との代替・補充という議論は成立しない。それぞれの労働力は資本の需要に応じて移動し、労働力の供給を勘案して資本も移動することによって、最も効率性の高い資本と労働の組み合わせが実現される、と考えるからである。

しかし、我々は、労働力は他の生産要素とは異なると既に主張した。それぞれの国民国家は自国民の雇用や生活を確保し向上させることを目標とし、自国の経済・社会にとって最も望ましい方向はなにかを考えた政策を策定し、実施している。現に、国際労働移動の観点からは、一方で「自国民」になることを前提とした外国人の受入れ政策を採用してきた移民国家があり、他方には外国人の受入れを「一時的外国人労働者」に限定する慎重な政策を採ってきた国家がある。そして、この2つの政策方向はそれぞれの国家の固定的な政策ではなく、自国の経済・社会にとって最も望ましい方向はなにか、どのような目的でどのように外国人を受け入れることが受入れ国にとっても外国人労働者自身にとっても望ましいかという点を勘案し、絶えず政策は揺れ動いている。

4．世代の観点からみた外国人労働者

4.1 世代の定義

外国人労働者の雇用と世代問題について、既に若干の言及を行ったが、本節では、世代の問題を次のような仮定や区分を行った上で論じることとする。第1は、世界の国々は、外国人受入れ国と送出し国の2種の国から成っていると仮定する。一方の受入れ国は外国人労働者を受け入れるのみであり、自国民を送り出すことはしない。他方、送出し国は自国民を送り出すのみであり、他国民を受け入れることはないものとする。外国人労働者は受入れ国と送出し国とを移動・還流し、受入れ国に永住する場合もあれば、母国に帰国することもある、と仮定する。

第2は、2国の人口を概ね年齢によって3つの世代に分ける。即ち、「子ども世代」「就労世代」「引退世代」に区分する。「子ども世代」は基本的には「養育」されており、就労予備軍である。「就労世代」は労働統計での通例では、ほぼ15歳から65歳までであるが、ここでは就労することが当然と考えられている世代とする。そして、現役から引退した世代を「引退世代」とする。この区切り方は年齢による厳格な区分ではない。あまり厳格に区分すると、辻褄が合わなくなることが予想される。なぜなら、送出し国と受入れ国では世代の区切り方が異なっており、年齢による区分は逆に不都合となる可能性がある。ここでは、送出し国の就労世代が国際移動し、送出し国の「子ども世代」や「引退世代」を受入れ国に呼び寄せる場合がある、という緩やかな区分としておく。

第3点は、これらの世代と労働力の状態との関係では、「子ども世代」および「引退世代」は非労働力であるが、「就労世代」は、「雇用」「失業」「非労働力」の3つの状態のいずれかにあると仮定する。

第4に、当然のことながら、時間の経過によって、個人は「世代」を順次通過してゆく。即ち、一定の時間の経過によって「子ども世代」は「就労世代」になり、「就労世代」は「引退世代」となる。

以上のような定義によって、現実にもみられる主要な世代内・世代間の利害状況をパターン化し、外国人労働者の雇用の影響を論ずることとする。

4.2 国際労働移動がもたらす世代への影響

国際人口移動は、受入れ国と送出し国の人口総数および年齢構成を変化させることになる。実際には、どれだけの人数が移動したかによって年齢構成への影響も異なってくる。目下の日本の現状では、人口総数および年齢構成に大きな影響を及ぼす程の労働者が流入しているわけではない。

国際人口移動を行う者について、送出し国・受入れ国での「労働力状態」、受入れ国での滞在期間、家族同伴の有無、などを考慮すると、大別して2つのタイプの国際移動が重要となる。1つは単身で移動し、短期間だけ受入れ国に滞在し、一定の所得を稼いで帰国

するタイプである。もう1つのタイプは、当初単身で移動したものの、滞在期間が長期化し、家族を呼び寄せ、生活基盤を受入れ国に移してしまうタイプである。現実にはこの2つのタイプの間にさまざまなバリエーションが存在するが、ここでは議論を鮮明にするためにこの2分法を採用することとする。

上記の2つのタイプの国際移動は、2国における「就労世代」の労働力状態に影響を及ぼす。送出し国では就労世代が減少し、受入れ国では就労世代が増加する。基本的には、移動者は受入れ国で「雇用」されることを前提に移動するのであり、受入れ国では「雇用者」の増加となる。送出し国との関係では、移動者の移動直前での「労働力状態」がどうであったかが問題となる。現実には、送出し国での失業状態からの脱出手段として国際移動する場合と、送出し国で雇用状態にあるもかかわらずよりよい機会を求めて国際移動する場合の2つに分かれる。この2つは送出し国の「就労世代」内部に何らかの変動をもたらすはずである。

第1のタイプの単身移動・短期移動の場合は、受入れ国の「就労世代」の労働力を短期的に「補填」する役割を果たすことが多いと考えられる。もし、受入れ国の就労世代との競合が見られるとすると、国際移動者は受入れ国の就労世代と職を奪い合うこととなり、賃金その他の条件が引き下げられ、受入れ国の他の世代とも利害が対立し、さらに受入れ国の政策が自国民保護を打ち出す傾向があり、外国人労働者を受け入れなくなる可能性が出てくる。

第2のタイプの滞在が長期に及ぶこととなる移動者の場合は、複雑な経緯を辿ることとなる。はじめは単身で移動するが、滞在が長期に及び家族を呼び寄せるタイプの場合、いくつかのケースが想定される。1つは完全に生活基盤を受入れ国に移す場合である。最も極端な場合、「子ども世代」と「引退世代」をも引き連れるケースが考えられる。この場合、受入れ国の人口は増加するが、受入れ国は「子ども世代」と「引退世代」の扶養を負担することになる。外国人労働者に呼び寄せられた「引退世代」をどう扶養するのかという問題は、未知の問題であり、日本人の老人扶養より深刻な事態となることが予想される。なぜなら、同じ日本の中での地理的移動ですら高齢者にとっては適応が難しいと言われており、言語・習慣などの異なる外国から日本に移住することとなった外国人の高齢者がうまく適応できるか、という点ではむしろ悲観的にならざるを得ない。

4.3 短期と長期

第2のタイプの移動者とその家族は、長期的視点からみると、さまざまな影響を2国に及ぼすことになる。1つは、「子ども世代」の成長によって外国人労働者の世代構成が変化し、これまで「子ども世代」であった者が「就労世代」の仲間入りを果たす。このことは送出し国にとっては潜在的な就労世代人口の喪失となるが、受入れ国にとっては追加的労働力を獲得したことになる。但し、この新規の就労世代が受入れ国において雇用を確保で

きるとは限らない。「雇用・失業・非労働力」のいずれの状態になるかは「子ども世代」がどのように育てられ、しかも受入れ国が新規の「就労世代」をどう遇するか大きく作用される。

長期の問題の2つ目は、「就労世代」がやがて「引退世代」になることである。このことは、「就労世代」が労働市場から脱落して非労働力となり、受入れ国に留まれば、受入れ国の就労世代に扶養されることとなる。既に指摘した「引退世代」に追加的な引退者が加わり、扶養負担の増大をもたらすことになる。このことは、就労世代の扶養負担増大となり、世代間の利害対立を激化させることになりかねない。

4.4 外国人労働者の「子ども世代」の問題

日本で就労している外国人労働者のほぼ3分の2がいわゆる単純労働に従事していることは既に触れた。彼・彼女らの雇用状況のイメージは以下ようになる。即ち、大半が「非典型雇用」の雇用形態で、建設業、製造業、サービス業などにおいて「単純労働」に属する職種に従事し、時間給や日給などの賃金形態で就労している¹⁵。

現在および将来の大きな問題は、滞在の長期化した外国人労働者をめぐって発生している。家族の呼び寄せや家族形成によって、外国人労働者の子ども世代の教育問題が発生しているのである。子ども世代の教育問題は、外国人労働者の家族だけの問題に止まらず、受入れ国にとっての重要な政策課題となる。外国人労働者問題は単なる雇用問題の範囲を越えて、次世代の教育問題へと波及することになる。

それぞれの国民は次世代をいかに教育するかという重大な課題に取り組んできたのであるが、外国人労働者の場合は、次世代の教育を自国においてではなく外国で行う、という新たな要素が加わる。受入れ国は、自国民以外の子どもを教育することになり、さまざまな教育制度を用意することになる。

言語・文化の異なる環境での次世代の育成には、当事者にさまざまなストレスがかかってくる。最も大きなストレスを受けるのが教育を受ける子ども世代であることは論を待たない¹⁶。

子ども世代は、いくつかの壁を乗り越えることが求められる。即ち、言語の壁、学校の壁、進学のための壁、就職のための壁、結婚のための壁、である。

ここでは、からまでの壁について考える。第1の言語の壁は、学習言語の習得である。子ども世代は生活言語を急速にマスターするが、学習言語の習得でつまづくことが多い。そのことは第2の壁とも関連する。教育関係者の努力にも拘わらず、「未就学」の児童・生徒が発生する。仮に義務教育を終えることができて、高校への進学という第3の壁を乗り越える必要がある。これらの壁を切り抜けることによって、子ども世代は就労世代へと成長することになる¹⁷。

外国人労働者の家族、学校関係者、地域住民はいずれも、子ども世代が健全に育成さ

れ、就労世代へと成長してゆくための努力を行っているのであるが、学校からドロップアウトする危険性が絶えず潜んでおり、現実にドロップアウトが顕在化すれば、本人・家族・地域社会などはダメージを受けることとなる。

一般には、教育に関してコストをかけることによって社会全体はプラスの効果を得る。子どもは就労世代に仲間入りし、実際に就労を開始して社会を支えるようになるからである。しかし、外国人労働者の子ども世代のつまずきは、就労による社会的貢献に結びつかず、むしろ社会的にマイナスの効果を生むことになる。このマイナスの効果を消すためにさらにコストがかさむこととなり、それらはいわば「後ろ向きのコスト」となる。端的に表現すれば、外国人労働者の子供世代のつまずきは、外国人労働者の次の世代が「健全に」育っていないことを意味し、このことの影響は外国人労働者およびその家族の問題に限定されるものではなく、受入れ社会のいろいろな局面に悪影響が及ぶこととなる。

4.5 政策的含意

以上の分析によって明らかな如く、外国人労働者問題は本来的には「雇用問題」であり、外国人労働者を受け入れることは、短期的には国際移動者に稼ぎ場所を提供し、受入れ国の労働力不足の解消に有効な役割を果たし、いわばプラスの要因として評価される。しかし、外国人労働者の滞在期間の長期化はさまざまな問題を受入れ国に抱え込ませることとなる可能性が高い。

滞在期間の長期化は、家族呼び寄せを通じて受入れ国における「就労世代」の負担を増加させ、さらに時間の経過によって「就労世代」は「引退世代」に仲間入りすることとなる。こうして世代内および世代間の雇用構造が変化し、社会全体の扶養負担は確実に増大する。さらに、「子ども世代」の教育という重要な課題に立ち向かうことが求められ、外国人労働者の導入は雇用問題を越えた問題を発生させる。既に各地で難しい問題が発生しており、将来は極めて難しい局面に差し掛かることが予想される。

人口減少との関連で、労働力の確保策として「移民」導入の議論が提起されているが、単なる労働力の視点からの議論ではなく、本稿が扱った諸問題への処方箋を伴った総合的政策を検討する必要があると思われる。

¹ 我々の研究グループが公表した DP は以下の通りである。

No.39 依光正哲「[外国人労働者の世代間利害に関する事例研究](#)」(2001年10月)

No.52 依光正哲「[日本における外国人労働者問題の歴史的推移と今後の課題](#)」(2002年1月)

No.53 佐野哲「[外国人研修・技能実習制度の構造と機能](#)」(2002年1月)

No.55 Miyoshi, H.「[Policy Problems Relating to the Labor Immigration Control in Japan](#)」(2002年2月)

No.60 依光正哲「[日系ブラジル人の意識における世代間格差](#)」(2002年2月)

No.74 西野史子・倉田良樹「[日本におけるベトナム人定住者の社会的統合](#)」(2002年3月)

No.70 宣元錫「[韓国の単純技能外国人労働者受け入れ政策 - 制度・実態とその課題 -](#)」(2002年3月)

No.75 津崎克彦・倉田良樹「[外国人労働者の導入とその社会的コスト - 定住ベトナム人を事例とする](#)」

-
- [政策論的考案 -](#)」(2002年3月)
- No.76 倉田良樹・津崎克彦・西野史子「[ベトナム人定住者の就労と生活に関する実態調査 - 調査結果概要 -](#)」(2002年3月)
- No.94 佐野哲「[外国人労働者の雇用に関するパネルデータの分析](#)」(2002年6月)
- No.130 黄英蓮・依光正哲「[『中国帰国者』2世・3世の教育に関する現状と課題](#)」(2002年12月)
- No.136 依光正哲・石崎直一・金昇謙・黄英蓮「[外国人の就労と生活に関する実態調査 - アンケート調査の単純集計結果報告 -](#)」(2003年2月)
- No.149 倉田良樹「[日本に定住するベトナム系住民の就労状況](#)」(2003年4月)
- No.150 金昇謙・依光正哲「[『在留特別許可』に関する事例研究](#)」(2003年5月)
- No.165 石崎直一・依光正哲「[日本に在住する外国人労働者第二世代の進路選択の研究 - 2002年度調査より -](#)」(2003年7月)
- No.185 金昇謙・依光正哲「[外国人の就労にかかわる業務請負企業の研究](#)」(2003年10月)
- No.210 黄英蓮・依光正哲「[中国帰国者2世・3世の日本への移住と就労](#)」(2004年3月)
- No.211 石崎直一・依光正哲「[日本における労働組合の外国人労働者に対する支援活動と組織化](#)」(2004年3月)
- 2 短期と長期を区別する基準としては、いささか厳密性に欠けるが、世代交代が行われる場合を長期と考える。世代交代とは、子どもが新規に労働市場に登場するようになることや労働力人口が労働市場から引退するなどの変化を考えている。
- 3 外国人労働者を送出す国は他国から外国人を受入れず、外国人労働者を受入れる国は外国人を受入れるのみであり、自国の国民を外国人労働者として送出すことはない、と仮定する。
- 4 桑原靖夫「外国人労働者問題の政治経済学 分析・政策立案のための枠組み」花見・桑原編(1993)『あなたの隣人 外国人労働者』(東洋経済新報社)参照。
- 5 上山春平(1990)『日本文明史1 受容と創造の軌跡』(角川書店)参照。
- 6 I. ウォーラスティン(藤瀬・麻沼・金井訳)(1987)『資本主義世界経済』(名古屋大学出版)参照。
- 7 日米の貿易摩擦問題が典型的な事例である。
- 8 海外との関係では、日本人の起源の問題や稲作の伝搬経路、騎馬民族の征服に関する議論に始まり、中国の文化・諸制度の移入、明治時代の「文明開化」「西欧化」、戦後の「民主化」「アメリカ化」などをめぐり議論がなされてきた。たとえば、司馬遼太郎 ドナルド・キーン(1972)『日本人と日本文化』(中公新書)参照。
- 9 詳しくは竹内昭太郎(1995)『出入国管理行政論』(信山社)および花見・桑原(1993)『あなたの隣人 外国人労働者』(東洋経済新報社)参照。
- 10 西成田豊(1997)『在日朝鮮人の「世界」と「帝国」国家』(東京大学出版会)参照。
- 11 関東弁護士会連合会編(1990)『外国人労働者の就労と人権』(明石書店)参照。
- 12 坂中英徳(2001)『日本の外国人政策の構想』(日本加除出版)参照。
- 13 三井情報開発(株)総合研究所(1999)『国際的な労働移動に関する調査報告書』(経済企画庁委託調査)参照。
- 14 外国人労働者の滞在の長期化の傾向については、法務省入管資料「平成14年における入管法違反事件について」(法務省ホームページ)を参照。
- 15 厚生労働省「外国人雇用状況報告」の各年度版参照。
- 16 宮島喬(2003)『共に生きられる日本 - 外国人施策とその課題』(有斐閣選書)参照。
- 17 池上重弘(2001)『ブラジル人と国際化する地域社会 居住・教育・医療』(明石書店)参照。